

第4部 障がい福祉施策の展開（施策体系）

1 障がい福祉の施策体系

2 施策の展開

第1章 市民理解と権利擁護の促進

第2章 地域生活支援の充実

第3章 就労や社会参加の促進

第4章 サービス提供体制の整備

第5章 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応

1 障がい福祉の施策体系

第1章 市民理解と権利擁護の促進	97
第1節 情報共有と相互交流の促進	97
1 公共媒体等を活用した普及啓発活動	97
2 イベント等を活用した相互交流の促進	98
第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進	99
1 成年後見制度等による権利擁護の推進	99
2 虐待防止対策の体制整備	100
第2章 地域生活支援の充実	101
第1節 相談支援の強化	101
1 相談支援体制の強化	101
2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備	102
3 地域自立支援協議会の機能強化	102
第2節 ライフステージに合わせた支援の充実	103
1 障がい児の早期発見および支援の充実	103
2 障がい者への支援の充実	105
3 高齢障がい者への支援の充実	107
4 孤立死防止への対応強化	108
第3節 障がい特性に応じた支援の充実	109
1 身体障がい者への支援の充実	109
2 知的障がい者への支援の充実	111
3 精神障がい者への支援の充実	112
4 その他の障がい者への支援の充実	113
第4節 保健・医療との連携	114
1 健康診査・健康相談の促進	114
2 医療受診支援の強化	115
3 心の健康づくりの強化	116
第3章 就労や社会参加の促進	117
第1節 障がい者の働く場づくり	117
1 就労に向けた普及啓発活動の促進	117
2 就労の場の確保	118

第2節 就労支援体制の充実	119
1 多様な就労ニーズへの対応	119
2 職場実習等の開催	120
3 就労支援の体制整備	121
第3節 スポーツ・文化・芸術活動への支援	122
1 障がい者スポーツ活動への支援強化	122
2 文化・芸術活動への支援強化	123
第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援	123
1 自発的活動の推進	123
2 社会的活動への支援強化	124
第4章 サービス提供体制の整備	126
第1節 サービスの選択肢の拡大と質の向上	126
1 障害福祉サービスの提供体制の整備	126
2 地域生活支援事業の提供体制の整備	127
3 サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備	128
第2節 人的支援の充実	129
1 専門性を兼ね備えた人材の育成	129
2 ボランティアの養成と活動支援体制の整備	130
第5章 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応	131
第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進	131
1 バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進	131
2 公共施設のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進	132
3 心のバリアフリーの推進	132
第2節 移動支援とコミュニケーション支援の充実	134
1 移動支援の充実	134
2 コミュニケーション支援の充実	135
第3節 冬期間の対応強化と安全確保	136
1 雪寄せ支援の充実	136
2 冬期間の移動の安全確保	137
第4節 災害対応の強化	138
1 災害対策の推進	138
2 災害時の避難支援体制の整備	139
3 災害時のサービス提供体制の整備	140

2 施策の展開

第4部では、基本理念の実現に向けた本市における障がい者福祉の取組を示します。

障がい者福祉施策や関連事業は多岐にわたることから、その性質に着目し、5つの章と16の節、42の項目に区分し、項目ごとに【現状と課題】【施策の方向】【取組の目標】【市の主な取組・事業】【他の主体による取組・事業例】を次の記述方法により、簡潔に示します。

また、記載の個々の取組や事業等は、平成24年度現在のものです。今後、プランの進行管理のため、定期的に検証と見直しを行うことから、事業等については内容が変わったり、新規事業が加わったりすることがあります。

【現状と課題】

各項目における本市の現状を踏まえての取り組むべき課題とその必要性等について記しています。

【施策の方向】

課題解決に向けた、本市における障がい者福祉施策の進むべき方向性について記しています。

【取組の目標】

上記で示した方向性にしたがって具体的な取組を進めていくまでの目標とする指標や数値、新たに取り組む事業等を記しています。

【市の主な取組・事業】

現在、本市（市役所）が既に行っている主な取組や事業を記しています。また、再掲のものは太字で記しています。

※ 個々の取組・事業の概要や予定実施期間等については、「第6部 参考資料」の「市の主な取組・事業の概要」（177ページ～216ページ）に記しています。事業名の前に付いている番号が合致しています。

【他の主体による取組・事業例】

本市（市役所）以外の機関や企業・団体等が実施している障がい者福祉の向上に向けた取組や事業の例を記しています。

※ 「第6部 参考資料」に「他の主体による取組・事業例の一覧」（217ページ～220ページ）を掲載しています。

第1章 市民理解と権利擁護の促進

第1節 情報共有と相互交流の促進

1 公共媒体等を活用した普及啓発活動

【現状と課題】

障がいのある方に対する情報提供については、これまで必要・有効と思われる情報を分かりやすく整理しつつ、各種媒体を用いて行われてきましたが、障がいの種別に応じた伝達手段を用いる等の工夫を凝らして一層の充実を図り、必要な情報が正確かつ迅速に伝わるようにしていく必要があります。

また、障がいのない方に対しては、障がいに対する誤解や偏見をなくすため、様々な手法によって障がい者支援についての普及啓発を行っていく必要があります。

※「第5章第2節－2 コミュニケーション支援の充実」を参照

【施策の方向】

- 障がいのある方に対しては、関係する制度やサービスの利用方法等の有益な情報を、広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用して提供します。
- 視覚・聴覚障がい者に対しては、「声の広報」や「点字広報」の発行、音声コードの普及等、障がい特性に応じた分かりやすい情報の発信に努めます。
- 障がいのない方に対しては、公共媒体を活用して、障がいのある方の活動や取組を広く紹介するなどし、障がいに対する正しい知識と理解の普及に努めます。
- 様々なICT機器の活用による情報保障体制の強化について研究していきます。

【取組の目標】

- 広報あきたへの障がい者福祉関連記事の掲載件数を増やします（23年度の実績で34件でしたが29年度では50件以上の掲載とします）。
- 「声の広報」や「点字広報」については、これまで年間24回発行しており、この発行回数を継続します。
- 秋田市ホームページには、常に最新の情報を掲載します。

【市の主な取組・事業】

- 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）
- 2 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）

- 5 声の広報の配布（広報広聴課）
- 6 点字広報の配布（障がい福祉課）
- 7 精神障がいについての正しい知識の普及（健康管理課）
- 8 福祉教育の推進（学校教育課）
- 9 選挙等における障がい者への配慮（選挙管理委員会事務局）
- 10 郵便等による不在者投票（選挙管理委員会事務局）

【他の主体による取組・事業例】

- ・声の広報、点字の広報の発行（秋田県）
- ・障害者に関する正しい知識の普及啓発事業、視覚障害者に関する啓発・普及事業の実施（秋田県）
- ・福祉教育副読本「みんな大好き～福祉のこころ～」の配布(秋田県)

2 イベント等を活用した相互交流の促進

【現状と課題】

市民の間に広く障がいのある方の福祉についての理解と関心を深め、障がいのある方が参加しやすい環境を整えるとともに、障がいのある方が、社会、経済、文化等、あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める必要があります。

また、子どもたちが、福祉施設での体験活動や障がいのある方との交流を通して、福祉の現状を理解するなど、障がい者福祉に対する理解と関心を深める福祉教育を進める必要があります。

【施策の方向】

- 国が定めた障害者週間（1月3日から1月9日）にあわせた広報活動や本市独自の取組を進めています。
- 地域の福祉施設等を活用しながら、子どもたちが障がいのある方と積極的に関わろうとする意欲や態度を育む福祉教育の推進に努めます。

【取組の目標】

- 障害者週間にあわせたイベントを実施します。
- 福祉教育の推進のため、特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒の交流を実施します。

【市の主な取組・事業】

- 11 障がい者の職場実習の受け入れ（障がい福祉課）
- 12 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進（商工労働課）

- 13 障害者週間（障がい福祉課）
 - 14 障がい者製作製品の周知促進（障がい福祉課）
 - 15 小・中学校と障がい児（者）との交流（学校教育課）
 - 16 男女共生社会の推進（市民協働・地域分権推進課）
- 8 福祉教育の推進（学校教育課）【再掲】**

【他の主体による取組・事業例】

- ・心いきいき芸術文化祭の開催（秋田県）

第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進

1 成年後見制度等による権利擁護の推進

【現状と課題】

財産の管理や契約の締結等の法律行為が困難な障がい者の増加が懸念されることから、成年後見制度を活用しやすくしていく必要があります。平成24年4月からこの制度の利用を促進する事業が市町村必須事業となり、本市においても申立費用の助成、成年後見人等の報酬の助成、市長申立に関する要件緩和等の制度改正を行っています。

【施策の方向】

- 成年後見制度が適切に利用されるようにするため利用方法等の周知に努めます。
- 秋田市社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業等関連事業の周知を図るとともに、成年後見人の養成をはじめ人的支援の仕組みづくりに努めます。

【取組の目標】

- 成年後見制度や関連する事業についてホームページへの掲載やパンフレットの配布による広報活動を年1回以上行います。
- 市長申立が必要なケースについては速やかに対応します。

【市の主な取組・事業】

- 17 地域福祉権利擁護事業（福祉総務課）
- 18 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）
- 19 地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・成年後見制度に関する相談（日本司法支援センター（法テラス））
- ・同上（秋田弁護士会）、（秋田県司法書士会）、（秋田県社会福祉士会）、（秋田県行政書士会）

2 虐待防止対策の体制整備

【現状と課題】

障がい者虐待は、障がいのある方の尊厳を冒すものであり、あってはならないことです。障がいのある方への虐待を防止していく必要があります。

平成24年10月1日から施行された障害者虐待防止法では、障がいのある方への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がいのある方の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うこととされており、的確に対応していく必要があります。

【施策の方向】

- 障害者虐待防止法の施行に伴い設置した「秋田市障がい者虐待防止センター」を効果的に運営できるよう対応体制の整備等を進めていきます。
- 複雑に絡み合う障がい者虐待事案に効果的に対応できるようにするため、相談支援事業者等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、障がい者虐待防止のための普及啓発に努めます。

【取組の目標】

- 障がい者虐待通報に対して迅速かつ効率的に対応できる秋田市障がい者虐待防止センター通報受付体制を整備します。
- 障がい者虐待防止のための有効な手段の一つである「成年後見等の制度」が掲載されたパンフレットを作成し、障がい福祉関係の全事業所に配布します。
- 民生委員・児童委員を対象とする研修や地区社会福祉協議会が開催する研修会等で障がい者虐待に関する制度の説明を行います。

【市の主な取組・事業】

- 20 障がい者虐待防止センター事業（障がい福祉課）
（高齢者虐待防止対策（長寿福祉課））
（児童虐待防止対策（子ども未来センター））

【他の主体による取組・事業例】

- ・高齢者虐待防止対策（各地域包括支援センター）
- ・県障害者権利擁護センターの設置・運営（秋田県）
- ・児童虐待防止対策（秋田県）
- ・DV防止対策（秋田県）

第2章 地域生活支援の充実

第1節 相談支援の強化

1 相談支援体制の強化

【現状と課題】

障がい福祉のサービスについての相談は、市や市が委託している相談支援事業者（身体・知的・精神ごとに1か所）が主に行っています。委託相談支援事業者には、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的知識や技術を持った方が常勤で配置されており、様々な障がい福祉のサービスについての情報提供をはじめ、利用相談や関係機関との調整、障害福祉サービス利用時の代行業務等を行っています。

相談支援を行うにあたっては、福祉サービスに関する広範な知識や情報が必要となるとともに、関係する部署や機関、事業者間での十分な連携が必要です。

また、障害福祉サービスを利用する際には、指定特定相談支援事業者の作成したサービス利用計画が必要になっていますし、地域移行に向けた動きが活発化しており、そのための体制整備の必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方やその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、虐待防止のための関係機関との調整等を的確に行える体制を整備するとともに、専門的知識と技術を兼ね備えた人材の育成に努めます。
- 障がいのある方の誰もが平等なサービスを受けることができるよう、指定特定相談支援事業者の平準化を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援といった地域相談支援体制の強化に努めます。

【取組の目標】

- 相談支援等事業や成年後見制度利用支援事業、障がい者虐待防止に関する業務等を包括的に行うことのできる基幹相談支援センターを平成29年度までに設置します。
- 計画期間内にすべてのサービス利用者のサービス等利用計画が作成され、適正に運用していくような指定特定相談支援事業者の体制を整備します。

【市の主な取組・事業】

- 21 相談支援等事業（障がい福祉課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・秋田県相談支援アドバイザーの設置・派遣（秋田県）

2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備

【現状と課題】

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、子ども未来センター等の各相談機関は、障がいのある方やその保護者からの多様化・複雑化する相談に適切に対応していく必要があります。

【施策の方向】

- 地域包括支援センターの増設と増設までの体制を充実するほか、民生委員・児童委員の活動を支援し、各相談機関との連携を図ることで、障がいのある方の福祉サービスの水準が維持・向上されるような体制を整備します。

【取組の目標】

- ピアカウンセリングの質的向上を図るため、障がい者相談員を対象とした研修を年1回以上行います。
- 地域住民の身近な相談支援者である民生委員・児童委員を対象に、相談支援窓口の充実を図るための研修を年1回以上開催します。

【市の主な取組・事業】

- 22 民生委員活動推進事業（福祉総務課）
- 23 ふれあいのまちづくり事業（福祉総務課）
- 24 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）
- 25 子ども未来センター相談事業（子ども未来センター）
- 26 消費生活相談事業（市民相談センター）
- 17 地域福祉権利擁護事業（福祉総務課）【再掲】
- 19 地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・難病相談・支援センター運営事業の推進（秋田県）
- ・発達障害者支援センターの設置（秋田県）
- ・高次脳機能障害相談支援事業の実施（秋田県）

3 地域自立支援協議会の機能強化

【現状と課題】

地域における障がいのある方の支援体制については、相談支援事業者だけでは解決できない問題もあることから、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関が連携し、協議を行う場として秋田市地域自立支援協議会を設置しています。

また、秋田市地域自立支援協議会においては、委託相談支援事業者の運営評価として、毎年の業務報告と年間計画の内容についての協議も行っています。

【施策の方向】

■障がい福祉に関する様々な課題に柔軟に対応していくため、地域の多様な主体が参加し、情報共有・相談・新たな取組・社会資源の開発ができる場に拡大するなど、地域自立支援協議会の機能強化を図ります。

【取組の目標】

- 地域自立支援協議会において、個別・緊急な地域課題に今まで以上に柔軟に対応できるような仕組みを作ります。
- 地域自立支援協議会と地域の関係機関との情報共有が今まで以上に円滑に進むよう、インターネット等を活用した情報共有システムを立ち上げます。

【市の主な取組・事業】

27 地域自立支援協議会（障がい福祉課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・秋田県自立支援協議会の設置・運営（秋田県）

第2節 ライフステージに合わせた支援の充実

1 障がい児の早期発見および支援の充実

【現状と課題】

子どもの障がいの複雑化や保護者の生活様式の多様化等の現状を踏まえ、障がい児一人ひとりの実情に応じた支援の必要があります。

また、放課後や長期休みにおける居場所の確保等を行うことにより、障がい児の生活の充実や保護者の就労を支援することも大切となります。

発達障がい等精神行動発達面の問題については、幼児期における早期発見および福祉、保健、医療、教育等関係機関の連携による継続的な支援が必要となります。

【施策の方向】

- 障がい児やその保護者のニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導や必要な支援に努めます。
- 将来の障がい児の自立や社会参加に向けて、障がい児の生活力や社会性を養い、健全な育成を図るための支援に努めます。
- 障がい児が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。

【取組の目標】

- 秋田市障がい福祉計画に定められた数値目標を達成します。
 - ※ 第3期秋田市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）
第4期秋田市障がい福祉計画（平成27年度～29年度：予定）
※ 数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。
- 障がい児やその保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域における支援機能の充実を図るほか、障がい児やその保護者が気軽に利用できる場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行います。

【市の主な取組・事業】

- 28 私立保育所障がい児保育事業（子ども育成課）
- 29 幼稚園における特別支援教育の充実（子ども育成課）
- 30 就学時健康診断（学事課）
- 31 特別支援教育就学奨励費（学事課）
- 32 小・中学校における特別支援教育の充実（学校教育課）
- 33 就学相談（学校教育課）
- 34 心身障害児就学指導委員会の開催（学校教育課）
- 35 放課後支援事業（地域生活支援事業）（障がい福祉課）
- 36 放課後児童健全育成事業（子ども育成課）
- 37 乳幼児健康診査事業（子ども健康課）
- 38 経過観察クリニック（子ども健康課）
- 39 養育指導教室（子ども健康課）
- 40 幼児発達支援事業（子ども健康課）
- 41 疾病や障がいのある子どもまたは保護者に対する健康相談（子ども健康課）
- 42 育成医療給付事業（障がい福祉課）
- 43 未熟児養育医療給付事業（子ども健康課）

- 44 小児慢性特定疾患治療研究事業（子ども健康課）
- 45 身体障がい児（者）補装具給付等事業（障がい福祉課）
- 46 難聴児補聴器購入費助成事業（障がい福祉課）
- 47 視覚障がい者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）
- 48 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）
- 49 障害児通所支援（障がい福祉課）
- 50 日中一時支援事業短期入所型（障がい福祉課）
- 51 児童扶養手当の支給（子ども総務課）
- 52 教育相談事業（学校教育課）
- 15 小・中学校と障がい児（者）との交流（学校教育課）【再掲】
- 25 子ども未来センター相談事業（子ども未来センター）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・特別支援教育就学奨励費（県立の特別支援学校）
- ・かがやき手帳の配布（秋田県）
- ・「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画」に基づく特別支援教育の推進（秋田県）
- ・「あきた総合支援エリアかがやきの丘」における、教育と医療・福祉が連携した総合的な障害児者支援の充実（秋田県）
- ・保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校における校内支援体制の整備（秋田県）
- ・特別支援学校等外部機関と連携した総合的な支援体制の構築（秋田県）
- ・障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との計画的・組織的な交流及び共同学習の推進（秋田県）
- ・専門的な外部人材を活用した特別支援学校高等部生徒の就業促進（秋田県）
- ・すこやか療育支援事業の実施（秋田県）
- ・難聴児補聴器購入費助成事業の実施（秋田県）
- ・発達障害者支援センターの設置（秋田県）【再掲】

2 障がい者への支援の充実

【現状と課題】

障がいのある方が自立した生活を営むために、国、地方自治体、地域における様々な支援体制づくりが必要となります。

障がいのある方は、心身の状態により、食事、排泄、外出等、様々な生活支援を必要としますが、その生活を支えている中には、高齢化等、様々な困難を抱える家族もあることから、地域全体で障がいのある方や家族を支援する体制の充実が課題になっています。

【施策の方向】

- 秋田市と関係機関や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じた役割を分担し、地域で障がいのある方の生活を支えることができる体制の充実に努めます。
- 障がいのある方が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

【取組の目標】

- 秋田市障がい福祉計画に定められた数値目標を達成します。
※第3期秋田市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）
第4期秋田市障がい福祉計画（平成27年度～29年度：予定）
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

【市の主な取組・事業】

- 障害福祉サービスの提供
 - 61 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）
 - 62 同行援護（障がい福祉課）
 - 64 重度訪問介護（障がい福祉課）
 - 65 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）
 - 66 生活介護（障がい福祉課）
 - 67 療養介護・療養介護医療（障がい福祉課）
- 訓練等給付の提供
 - 53 就労移行支援（障がい福祉課）
 - 54 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）
 - 68 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）
- 自立支援医療の提供
 - 59 更生医療給付事業（障がい福祉課）
- 地域生活支援事業の提供
 - 55 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）
 - 60 訪問入浴サービス（障がい福祉課）
 - 63 移動支援事業（障がい福祉課）
 - 50 日中一時支援事業短期入所型（障がい福祉課）【再掲】
- その他のサービスの提供
 - 56 知的障害者就労環境支援事業（障がい福祉課）
 - 57 精神障害者社会適応訓練事業（健康管理課）
 - 58 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）
 - 69 救急救命体制の充実（消防本部救急課）
 - 45 身体障がい児（者）補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
 - 47 視覚障がい者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

48 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・ふれあいさんの派遣（秋田市社会福祉協議会）
- ・移送車の貸出（秋田市社会福祉協議会）

3 高齢障がい者への支援の充実

【現状と課題】

超高齢社会の到来により、本市の全障がい者における高齢者の占める割合も着実に大きくなっています。加齢に伴う日常的な支援を必要とする方も含め、支援を必要とする方は今後も増大していくものと考えられ、介護保険制度との連携も含めたサービス提供体制を整備していく必要があります。

【施策の方向】

- 地域で暮らす高齢障がい者を介護、福祉、保健、医療等、様々な面から総合的に支え、一人ひとりが生きがいを持って生き生きと住み慣れた地域の中で暮らせるよう、高齢障がい者の尊厳を守るとともに、地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 進展する超高齢社会や社会情勢にも対応した施策を推進するよう努めます。
- 高齢障がい者が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

【取組の目標】

- 秋田市障がい福祉計画に定められた数値目標を達成します。
※第3期秋田市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）
第4期秋田市障がい福祉計画（平成27年度～29年度：予定）
※数値は「第3部サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

【市の主な取組・事業】

- 70 介護保険のリハビリテーション（介護保険課）
- 71 介護保険の訪問看護（介護保険課）
- 72 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）
- 19 地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）【再掲】
- 45 身体障がい児（者）補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 47 視覚障がい者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 48 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

- 60 訪問入浴サービス（障がい福祉課）【再掲】
- 69 救急救命体制の充実（消防本部救急課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・安心探知機設置への補助（秋田市社会福祉協議会）
- ・救急医療情報キット（安心キット）の普及（秋田市社会福祉協議会）
- ・ふれあいさんの派遣（秋田市社会福祉協議会）【再掲】
- ・移送車の貸出（秋田市社会福祉協議会）【再掲】

4 孤立死防止への対応強化

【現状と課題】

核家族の増加、近隣との人間関係の希薄化等により、孤立死の増加が懸念されています。孤立死は、すべての市民にとって全く無縁のことではありませんが、特に日常生活において支援を必要とし、孤立しがちな障がいのある方にとっては、そのリスクが高く対応策を講じていく必要があります。

【施策の方向】

- 一人暮らし等の障がいのある方が地域で孤立しないよう、「自助」「共助」「公助」の協働により、地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 障がいのある方の孤立死をゼロにするため、様々な機会を捉えて、その防止策を探っていきます。

【取組の目標】

- 一人暮らし等の障がいのある方に対し、関係機関や地域住民等の連携により、月1回以上の声かけ活動や安否確認を行います。

【市の主な取組・事業】

- 73 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）
- 74 緊急通報システム事業（長寿福祉課）
- 75 ふれあいのまちづくり事業（見守りネットワーク事業）（福祉総務課）
- 22 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 69 救急救命体制の充実（消防本部救急課）【再掲】
- 72 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・安心探知機設置への補助（秋田市社会福祉協議会）【再掲】
- ・救急医療情報キット（安心キット）の普及（秋田市社会福祉協議会）【再掲】

第3節 障がい特性に応じた支援の充実

1 身体障がい者への支援の充実

【現状と課題】

身体障がいには、肢体不自由や内臓疾患等、様々な種類があり、それぞれ異なった内容の支援が必要になります。

また、加齢によるものも含め身体障がい者の数は増加し、障がいのある方の高齢化、障がいの重度化も進展していることなどもあり、これまで以上に支援体制の充実が必要です。

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性と実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携をとりながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等も注視しながら、必要な支援を適切に行います。

【取組の目標】

- 身体障がい者が、それぞれの特性に応じた必要とされるサービスを適切に使えるよう支援します。

【市の主な取組・事業】

■視覚障がい者支援関係

- 79 音声コードの普及（障がい福祉課）
- 80 視覚障がい者への図書館サービスの充実（中央図書館明徳館）
- 5 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】
- 6 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 47 視覚障がい者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

■聴覚障がい者支援関係

- 76 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）
- 77 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成（障がい福祉課）
- 78 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業（障がい福祉課）

91 119番FAX通報（消防本部指令課）

46 難聴児補聴器購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

48 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

■住まいの確保の支援関係

88 共同生活介護（ケアホーム）（障がい福祉課）

89 共同生活援助（グループホーム）（障がい福祉課）

90 施設入所支援（障がい福祉課）

■日中の活動・就労の支援関係

66 生活介護（障がい福祉課）【再掲】

68 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】

■在宅生活への支援関係

61 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】

64 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】

65 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】

■外出への支援関係

62 同行援護（障がい福祉課）【再掲】

63 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

■経済的な支援関係

84 特別障害者手当の支給（障がい福祉課）

85 障害児福祉手当の支給（障がい福祉課）

86 特別児童扶養手当の支給（障がい福祉課）

87 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）

■身体障がい者へのその他の支援関係

81 障がい者関係団体等への支援（身体・知的）（障がい福祉課）

82 身体障害者手帳の交付（障がい福祉課）

83 日常生活用具の給付（障がい福祉課）

34 心身障害児就学指導委員会の開催（学校教育課）【再掲】

45 身体障がい児（者）補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】

67 療養介護・療養介護医療（障がい福祉課）【再掲】

74 緊急通報システム事業（長寿福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・点字郵便物の料金制度（日本郵便株式会社）
- ・NHK放送受信料の免除（NHK）
- ・駐車禁止除外指定車標章の交付（警察署）
- ・盲青年社会生活教室事業（秋田県）
- ・盲婦人家庭生活訓練事業の推進（秋田県）
- ・中途失明者緊急生活訓練事業の推進（秋田県）
- ・オストメイト社会適応訓練事業の推進（秋田県）

2 知的障がい者への支援の充実

【現状と課題】

知的障がい者の数はわずかずつの増加ですが、障がいの重度化については明らかに進展しています。

加えて、障がいのある方自身や保護者の高齢化に伴う「親亡き後」の課題等、様々な課題について十分な検討を行い、必要な施策を進める必要があります。

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性と実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携をとりながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等も注視しながら、必要な支援を適切に行います。

【取組の目標】

- 知的障がい者が、安心して日々の生活を送ることができるよう、グループホームやケアホーム等の住まいの場の整備を促進します。
- 「親亡き後」の課題に対処できるよう、必要な施策の調査・研究を進めます。

【市の主な取組・事業】

- 住まいの確保の支援関係
 - 88 共同生活介護（ケアホーム）（障がい福祉課）【再掲】
 - 89 共同生活援助（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
 - 90 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 日中の活動・就労の支援関係
 - 56 知的障害者就労環境支援事業（障がい福祉課）【再掲】
 - 66 生活介護（障がい福祉課）【再掲】
 - 68 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
- 在宅生活への支援関係
 - 61 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
 - 64 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
 - 65 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】
- 外出への支援関係
 - 62 同行援護（障がい福祉課）【再掲】
 - 63 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 経済的な支援関係
 - 85 障害児福祉手当の支給（障がい福祉課）【再掲】
 - 86 特別児童扶養手当の支給（障がい福祉課）【再掲】
 - 87 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）【再掲】

■知的障がい者へのその他の支援関係

- 92 療育手帳の交付（障がい福祉課）
- 67 療養介護・療養介護医療（障がい福祉課）【再掲】
- 81 障がい者関係団体等への支援（身体・知的）（障がい福祉課）【再掲】
- 83 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】
- 91 119番FAX通報（消防本部指令課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・知的障害者スポーツイベント及びレクリエーションイベントの開催（秋田県）
- ・NHK放送受信料の免除（NHK）【再掲】

3 精神障がい者への支援の充実

【現状と課題】

社会・経済情勢の変容等にもあいまって、精神障がい者の数は増加の一途をたどり、障がいも複雑化・多様化しています。

高次脳機能障害も含め、精神障がいにおいては、障がいの程度が一見して捉えにくかったり、状態がその時々で変化したりすることから、個々の状況を見極めた、きめ細かな対応が求められます。

また、個人の尊厳の尊重、自殺防止等、様々な課題について十分な検討を行い、必要な施策を行う必要があります。

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性と実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携をとりながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等も注視しながら、必要な支援を適切に行います。

【取組の目標】

- 精神障がい者の地域移行や地域定着を進める施策を実施します。

【市の主な取組・事業】

■住まいの確保の支援関係

- 88 共同生活介護（ケアホーム）（障がい福祉課）【再掲】
- 89 共同生活援助（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
- 90 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】

■日中の活動・就労の支援関係

57 精神障害者社会適応訓練事業（健康管理課）【再掲】

66 生活介護（障がい福祉課）【再掲】

68 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】

■在宅生活への支援関係

61 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】

64 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】

65 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】

■外出への支援関係

93 精神障がい者交通費補助事業（健康管理課）

62 同行援護（障がい福祉課）【再掲】

63 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

■経済的な支援関係

87 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）【再掲】

■精神障がい者へのその他の支援関係

94 心の健康相談（健康管理課）

95 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請の受付（健康管理課）

96 精神障害者保健福祉手帳交付申請の受付（健康管理課）

【他の主体による取組・事業例】

- 高次脳機能障害支援普及事業の実施（秋田県）

- NHK放送受信料の免除（NHK）【再掲】

- 高次脳機能障害相談支援事業の実施（秋田県）【再掲】

4 その他の障がい者への支援の充実

【現状と課題】

障害者基本法等の改正により、発達障がいや難病等についても障がいとされるなど障がいの概念が大幅に見直しされたことから、新たなニーズに対する対応等が必要となります。

【施策の方向】

■国の施策や社会情勢等を注視しながら、制度の谷間で見逃される人がいないよう、各関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供を行うとともに、必要性や実効性を十分に配慮した上で施策を推進します。

【取組の目標】

■難病患者等の安定した療養生活の確保のため適切な支援を行います。

【市の主な取組・事業】

- 97 難病患者等ホームヘルプサービス事業（健康管理課）
- 98 難病患者等日常生活用具給付事業（健康管理課）
- 99 医療相談事業（健康管理課）
- 100 訪問相談事業（健康管理課）
- 101 特定疾患治療研究事業申請受付（健康管理課）
- 102 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請受付（健康管理課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・難病医療ネットワーク事業（秋田県）
- ・特定疾患治療研究事業の実施（秋田県）
- ・難病相談・支援センター運営事業の推進（秋田県）【再掲】

第4節 保健・医療との連携

1 健康診査・健康相談の促進

【現状と課題】

食生活やライフスタイルの変化に伴い、障がいのある方からも生活習慣病等、様々な健康相談が増えており、健康に関する知識の普及啓発および疾病や障がいのある児童等および保護者に対する健康相談に努める必要があります。

発達障がい等精神行動発達面の問題については、幼児期における早期発見および福祉、保健、医療、教育等関係機関の連携による継続的な支援が必要となります。

【施策の方向】

- 疾病や障がいのある児童等および保護者に対しては、主治医との連携のもと、健康管理に役立つ指導や助言を行います。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。

【取組の目標】

- 精神行動発達面の問題を早期に発見できるよう、乳幼児健康診査および事後指導事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を促します。

【市の主な取組・事業】

- 103 一般健康相談（保健予防課）
- 37 乳幼児健康診査事業（子ども健康課）【再掲】
- 38 経過観察クリニック（子ども健康課）【再掲】
- 39 養育指導教室（子ども健康課）【再掲】
- 40 幼児発達支援事業（子ども健康課）【再掲】
- 41 疾病や障がいのある子どもまたは保護者に対する健康相談（子ども健康課）
【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・先天性代謝異常検査事業の実施及び新生児聴覚検査事業の普及啓発（秋田県）
- ・1歳6か月健康診査、3歳児健康診査の推進（秋田県）
- ・未熟児訪問指導の推進（秋田県）
- ・母子保健従事者研修会の開催（秋田県）

2 医療受診支援の強化

【現状と課題】

自立支援医療には、障がいの種別ごとに、更生医療・育成医療・精神通院の三つの医療制度があり、対象となる疾患や年齢、指定医療機関等が異なります。

福祉医療費給付事業としては、重度心身障がい児（者）や高齢身体障がい者を受給対象者としており、医療費の自己負担分を助成しています。

福祉医療費給付事業に関しては、高齢化の進展や医療の高度化等により受給者数や事業費が年々増加傾向にあるなか、医療費の自己負担割合が引き上げられることが予想されており、将来における財源の確保や制度維持の方向性を確立していく必要があります。

難病患者等に関しても、医療の進歩や高齢化等が要因となり、特定疾患医療受給者数が年々増加しています。

【施策の方向】

- それぞれの制度において、対象となる方が適正な医療を受けられるよう、広報等を活用し、継続的な制度の周知に努めます。
- 福祉医療費給付事業に関しては、受給対象者への迅速かつ適切な助成を進めるとともに、将来に向け、財源確保に努めます。

【取組の目標】

- 障がいのある方の生活の安定を図るため、医療費助成の施策を継続します。

【市の主な取組・事業】

- 104 福祉医療費給付事業（障がい福祉課）
- 105 インフルエンザ定期予防接種費用の助成（健康管理課）
- 42 育成医療給付事業（障がい福祉課）【再掲】
- 43 未熟児養育医療給付事業（子ども健康課）【再掲】
- 44 小児慢性特定疾患治療研究事業（子ども健康課）【再掲】
- 59 更生医療給付事業（障がい福祉課）【再掲】
- 95 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請の受付（健康管理課）【再掲】
- 101 特定疾患治療研究事業申請受付（健康管理課）【再掲】
- 102 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請受付（健康管理課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・訪問歯科診療（秋田市歯科医師会）
- ・福祉医療費等助成事業の実施（秋田県）
- ・自立支援医療費（精神通院）の支給（秋田県）

3 心の健康づくりの強化

【現状と課題】

社会の複雑化に伴い、思春期からの引きこもり、うつ病患者の増加が社会問題化しており、その背景にある要因の把握に努めながら、関係機関と連携した個別の対応が求められます。

【施策の方向】

■悩みや不安を抱え込まず、気軽に相談し、自らの解決の糸口を見つけられるよう、こころの健康に関する問題について、相談しやすい体制づくりと人材育成を進めます。

【取組の目標】

■こころの健康についての正しい知識の普及を進めるとともに、関係機関が連携し、相談に対するきめ細かな対応を継続します。

【市の主な取組・事業】

- 94 心の健康相談（健康管理課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

第3章 就労や社会参加の促進

第1節 障がい者の働く場づくり

1 就労に向けた普及啓発活動の促進

【現状と課題】

障がいのある方がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、就労による自立を進めることが重要となります。

「障害者の雇用の促進に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障がいのある方の割合が法定雇用率以上になるように義務づけています。しかし、現在のハローワーク秋田管内では、障がい者の法定雇用率を達成できていません。法定雇用率を達成できるよう、関係機関と連携しながら事業主に対する理解促進の取り組みを進めていく必要があります。

また、障がいのある方が製作した製品等については、公共施設での展示や市が主催する各種イベントでの販売を行うなどの支援をする必要があります。

【施策の方向】

- 障害者法定雇用率の達成に向け、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、関係機関が実施する企業に対する障がい者雇用の理解促進の取り組みを支援します。
- より多くの市民が障がいのある方が製作した製品に触れることができる機会を設けるとともに、市民の理解や関心を深めるため、様々な媒体を活用した広報活動によって、普及啓発を行います。

【取組の目標】

- 障害者雇用に積極的に取り組む事業所等を支援するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、市が行う物品等の調達において、障害者就労施設等から優先的に発注していきます。
- 広報あきたやインターネット等を活用し、市民全体に対し、障がいのある方の就労に関する情報を発信します。

【市の主な取組・事業】

- 106 企業に対する障がい者雇用の理解促進（商工労働課）
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】

14 障がい者製作製品の周知促進（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者雇用優良事業所表彰等を通じた障害者雇用への理解と関心の促進（秋田県）
- ・秋田県特別支援学校職業教育フェスティバルの開催（秋田県）

2 就労の場の確保

【現状と課題】

障がいのある方の就労に当たっては、様々なバリアが存在しています。

障がいのある方の社会的・経済的な自立を促進するため、働く意欲のある障がいのある方に対して、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

また、在宅の障がいのある方の社会参加を進めていくためには、障がいのある方が創作的活動や生産活動を行うことのできる機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図る必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方に対する創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。
- 在宅の障がいのある方の創作的活動や生産活動の場や地域との交流の場の確保に努めるとともに、障がいのある方の雇用の場を確保するため、障害者法定雇用率対象企業等に対する法令遵守の取り組みを行います。
- 障害者就労支援施設の工賃水準向上や販路拡大を図るための体制を整備します。
- 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の就労相談機関が行う就労支援活動の支援に努めます。

【取組の目標】

- 市役所における障がいのある方の採用に当たっては、各障がい種別に応じた配慮を強化しつつ、法定雇用率を超えるよう、計画的に採用します。
- 工賃水準向上につながるための支援を行うため、障害者就労支援施設や地域活動支援センターで製作した製品等を公共施設等で販売できるような仕組みを作ります。

【市の主な取組・事業】

- 107 障がい者の就労のための支援（障がい福祉課）
- 12 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進（商工労働課）【再掲】
- 53 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】
- 54 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】

- 55 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）【再掲】
106 企業に対する障がい者雇用の理解促進（商工労働課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者就業・生活支援センターの設置による地域拠点の整備（秋田県）
- ・特別支援学校就労支援データベースの作成・活用（秋田県）

第2節 就労支援体制の充実

1 多様な就労ニーズへの対応

【現状と課題】

障がいのある方にとって、「働く場所が見つからない」「働くことが不安」といったケース、また、休職、退職をして段階的に仕事を再開する手助けが求められる場合もあり、それぞれが必要とする支援が異なります。

各相談機関と連携を図りながら、障がい種別やその状況に応じて、適切な支援機関を紹介するとともに、障がいのある方にとって実りのある対応をする必要があります。

【施策の方向】

■障がいのある方に対して、就労に関する各相談機関を分かりやすく紹介するとともに、各相談機関の情報は、ホームページ、障がい者のためのくらしのしおり、広報あきた等を通じて分かりやすく発信します。

【取組の目標】

■障がいのある方の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がいのある方のニーズを踏まえ、短時間労働にも対応した障がいのある方の雇用機会の拡大を図ります。

【市の主な取組・事業】

- 2 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）【再掲】
3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
53 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】
54 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】
107 障がい者の就労のための支援（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・就職についての職業相談・職業紹介（ハローワーク秋田）
- ・技能・資格習得のための職業訓練（ハローワーク秋田）
- ・就職後の職場定着支援（ハローワーク秋田）
- ・ジョブコーチ支援事業（秋田障害者職業センター）
- ・職業準備支援（秋田障害者職業センター）
- ・精神性疾患を有する休職者を対象とした職場復帰支援（秋田障害者職業センター）
- ・障がい者の就業およびそれに伴う生活に関する相談・助言（障害者就業・生活支援センター「ウェルビューいすみ」）
- ・職業準備訓練の紹介（障害者就業・生活支援センター「ウェルビューいすみ」）

2 職場実習等の開催

【現状と課題】

障害福祉サービスにおいては、「就労移行支援」「就労継続支援」等のサービスを行っていますが、就労移行支援の実施にあたっては、職場実習の場の不足が課題となっており、公共施設等における実習や民間企業の理解を進める必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方の就労のきっかけとなる職場実習の機会を増やします。
- 一般就労へのきっかけづくりとして、特別支援学校や就労移行支援事業所等の要望に応じて、市所管施設等での職場実習の受け入れを行います。
- 職場実習の様子などをホームページや広報あきた等で紹介し、民間企業等における実習を促進します。
- 障害者就業・生活支援センターが、民間企業の協力のもと職場実習を実施する際に受入事業所の募集のPRに協力することで、職場実習の受入事業所の拡大を図ります。

【取組の目標】

- 障がいのある方の職場実習を市役所において率先して受け入れます。
- 民間企業における職場実習の開催が拡大されるよう、職場実習の受け入れに向けた理解の啓発を進めます。

【市の主な取組・事業】

- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】

- 11 障がい者の職場実習の受け入れ（障がい福祉課）【再掲】
- 12 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進（商工労働課）【再掲】
- 107 障がい者の就労のための支援（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・民間教育訓練期間や事業主等を活用した多様な職業訓練機会の提供（秋田県）
- ・就労支援機関や福祉、教育等の関係機関との連携による職業訓練受講の促進（秋田県）
- ・障害者職場実習促進事業の効果的な運用による就労の促進（秋田県）

3 就労支援の体制整備

【現状と課題】

障がいのある方の多様な就労ニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、各相談機関と連携して、就労支援体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

- 希望者が就労移行支援や就労継続支援を適切に受けることができるよう努めるとともに、職親制度の実施に向け検討を進めます。

【取組の目標】

- 障がいのある方の経済的自立に向けて、一般就労を進める取組を支援します。
- 障害者就労支援施設における安定的な作業を確保するなど、福祉的就労の工賃引き上げに向けた取組を支援します。

【市の主な取組・事業】

- 53 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】
- 54 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】
- 56 知的障害者就労環境支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 57 精神障害者社会適応訓練事業（健康管理課）【再掲】
- 107 障がい者の就労のための支援（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・職場適応訓練制度の活用による雇用の促進（秋田県）
- ・雇用労働アドバイザーによる国の助成金等の各種支援制度の周知による雇用の促進（秋田県）
- ・障害者技能大会を通じた職業的自立の促進（秋田県）

第3節 スポーツ・文化・芸術活動への支援

1 障がい者スポーツ活動への支援強化

【現状と課題】

年齢や体力に応じて、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツを中心としたスポーツ教室等を開催し、市民の健康づくりと運動の機会の提供に努めていますが、障がいのある方の参加は少なく、今後、障がいのある方にも参加してもらえるような内容を検討する必要があります。

また、スポーツ施設の新設・改修時には、障がいのある方も安全に利用できるよう、施設の整備を推進していく必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方がスポーツを通じて、体力増強や交流等を図ることができるよう、障がい者スポーツの普及に努めます。
- より多くの障がいのある方が、安心してスポーツに取り組めるような環境整備や施設整備を行います。

【取組の目標】

- 国、県等で開催される障がい者スポーツ大会等への選手の派遣や各種スポーツ大会の開催を支援します。

【市の主な取組・事業】

- 108 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）
- 109 市民スポーツの振興（スポーツ振興課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者スポーツ推進員設置事業（秋田県）
- ・障害者スポーツ指導員養成事業（秋田県）
- ・在宅障害者スポーツ教室開催事業（秋田県）
- ・障害者スポーツ体験交流事業（秋田県）
- ・秋田県障害者スポーツ大会開催事業（秋田県）
- ・全国障害者スポーツ大会派遣事業（秋田県）
- ・障害者のための軽スポーツレクリエーション大会の開催（秋田県）
- ・車いす使用者のためのレクリエーションの開催（秋田県）
- ・秋田県特別支援学校総合体育大会の開催（秋田県）
- ・障害者スポーツを楽しむ日（秋田県障害者スポーツ協会）

- ・体育施設利用料金の割引（秋田県立総合プール・秋田県立スケート場）
- ・知的障害者スポーツイベント及びレクリエーションイベントの開催（秋田県）【再掲】

2 文化・芸術活動への支援強化

【現状と課題】

障がいのある方の文化・芸術活動へのニーズや、様々な課題に応える支援の強化を図る必要があります。

【施策の方向】

■障がいのある方の文化・芸術活動へのニーズを把握し、主体的に取り組むことができるような機会を拡大するとともに、活動内容の充実を図ります。

【取組の目標】

■障がいのある方が製作した文化作品の展示会等の開催を支援します。

【市の主な取組・事業】

- 80 視覚障がい者への図書館サービスの充実（中央図書館明徳館）【再掲】
- 110 学習機会の充実（生涯学習室）

【他の主体による取組・事業例】

- ・秋田県特別支援学校文化祭の開催（秋田県）
- ・心いきいき芸術文化祭の開催（秋田県）【再掲】

第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援

1 自発的活動の推進

【現状と課題】

障がいのある方一人ひとりが、個性や能力、経験を生かして生きがいのある充実した生活を送るために、自発的に、そして主体的に活動していくことが大切であり、そうした活動を支援していく必要があります。

【施策の方向】

■障がいのある方同士が、互いに支え合うセルフヘルプグループや、同じ障がいのあ

る方同士が集まり、お互いの苦しさや辛さを励まし合うピアカウンセリング等の取組を推進するなどし、自発的な活動に向けて、より一層の支援に努めます。

【取組の目標】

- 障がいのある方自らがボランティア活動や相談援助活動に積極的に参加できるよう支援します。

【市の主な取組・事業】

- 21 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 55 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）【再掲】
- 80 視覚障がい者への図書館サービスの充実（中央図書館明徳館）【再掲】
- 110 学習機会の充実（生涯学習室）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

2 社会的活動への支援強化

【現状と課題】

障がいのある方の自立と社会参加を促進するには、障がいのある方やその家族が自立性や積極性を持ち、自ら地域に働きかけて社会的な活動に取り組んでいくことが重要となります。

【施策の方向】

- 障がいのある方の自立を目指し、社会との交流機会を提供するとともに、関係機関との連携のもと、相談体制やボランティア体制の充実等を通じて、障がいのある方やその家族の主体的な活動を支援します。
- 各種行事や奉仕活動を行っている障がい者団体等が行う事業に対しての支援を行うことで、障がいのある方の自立と社会参加を促進します。

【取組の目標】

- 障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援します。
- 市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援することで、障がいのある方の社会参加の機会と交流の場を確保します。

【市の主な取組・事業】

- 55 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）【再掲】
- 81 障がい者関係団体等への支援（身体・知的）（障がい福祉課）【再掲】

108 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・ボランティア活動について（秋田市ボランティアセンター）

【市内で活動している主な団体】

障がい者本人やその家族、支援者等でつくられている団体です。なおこれが全てではありません。

- ・秋田市身体障害者協会
- ・秋田市視覚障害者協会
- ・秋田県盲導犬使用者の会
- ・秋田市ろうあ協会
- ・秋田県難聴者・中途失聴者協会
- ・秋田県聴覚障がい児を持つ親の会
- ・秋田市身体障害者協会車いす部会
- ・日本オストミー協会秋田県支部
- ・秋田市手をつなぐ育成会
- ・秋田県重症心身障害児（者）を守る会
- ・特定非営利法人秋田けやき会（地域家族会）
- ・秋田断酒新生会
- ・AA（アルコホーリクスアノニマス）
- ・日本網膜色素変性症協会（J R P S）
- ・秋田県難病団体連絡協議会

第4章 サービス提供体制の整備

第1節 サービスの選択肢の拡大と質の向上

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

【現状と課題】

障がいのある方は年々増加傾向にあるほか、重度化・重複化した障がいや、発達障がい等の新たな障がいへの対応も求められています。

そのような中、障がいのある方が地域においてできる限り自立した社会生活を営むことができるよう、そのニーズに適合した障害福祉サービスの提供体制を整備していく必要があります。

【施策の方向】

■障がいのある方が必要としている障害福祉サービス等が確保されるよう、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等について、障がいのある方とその家族が必要とするサービスを選択し、利用できるよう障がい福祉計画を検証しつつ提供体制の整備等を支援します。

【取組の目標】

■秋田市障がい福祉計画に定められた数値目標を達成します。

※第3期秋田市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）

第4期秋田市障がい福祉計画（平成27年度～29年度：予定）

※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

■グループホームやケアホーム等の住まいの場の整備を促進します。

【市の主な取組・事業】

111 施設整備の推進（障がい福祉課）

45 身体障がい児（者）補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】

49 障害児通所支援（障がい福祉課）【再掲】

53 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】

54 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】

61 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】

62 同行援護（障がい福祉課）【再掲】

64 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】

65 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】

- 66 生活介護（障がい福祉課）【再掲】
- 67 療養介護・療養介護医療（障がい福祉課）【再掲】
- 68 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
- 88 共同生活介護（ケアホーム）（障がい福祉課）【再掲】
- 89 共同生活援助（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
- 90 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括等支援の各訪問系サービス事業の支援（秋田県）
- ・生活介護事業・自立訓練事業等の支援（秋田県）
- ・障害者短期入所事業（ショートスティ）の支援（秋田県）

2 地域生活支援事業の提供体制の整備

【現状と課題】

障がいのある方が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に事業実施できるようにする必要があります。

【施策の方向】

■障がいのある方が生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、実施が義務づけられている必須事業の確実な実施と必要とする事業の提供体制の確保に努めます。また、制度の谷間がない支援の提供に努めます。

【取組の目標】

■秋田市障がい福祉計画に定められた数値目標を達成します。
※第3期秋田市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）
第4期秋田市障がい福祉計画（平成27年度～29年度：予定）
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

【市の主な取組・事業】

- 112 福祉ホーム（障がい福祉課）
- 113 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）
- 6 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 18 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 21 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】

- 35 放課後支援事業（地域生活支援事業）（障がい福祉課）【再掲】
- 50 日中一時支援事業短期入所型（障がい福祉課）【再掲】
- 55 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）【再掲】
- 60 訪問入浴サービス（障がい福祉課）【再掲】
- 63 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 76 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 77 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成（障がい福祉課）【再掲】
- 78 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業（障がい福祉課）【再掲】
- 83 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】
- 108 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・日常生活用具給付等事業の支援（秋田県）
- ・移動支援事業の支援（秋田県）
- ・地域活動支援センター事業の支援（秋田県）
- ・福祉ホーム事業の支援（秋田県）
- ・日中一時支援事業の支援（秋田県）

3 サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備

【現状と課題】

地域主権改革一括法の成立に伴い、指定障害福祉サービスの事業者等の指定等の権限が本市に移譲され、各サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定めているところですが、その基準が適正なものか隨時検証を行う必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への適切な指導を行うとともに、基準が適正なものか必要に応じ検証を行い、障がいのある方の立場を考慮したサービスの提供に努めます。

【取組の目標】

- 事業者自らが提供するサービス内容の公表を促進します。
- 条例で定めたサービス事業の基準が適切なものであるかを必要に応じて検証し、見直します。
- 第三者による評価方法について研究します。
- 定期的な指導監査を実施し、その結果を公表します。

【市の主な取組・事業】

111 施設整備の推進（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害児・者施設整備補助事業の実施（秋田県）

第2節 人的支援の充実

1 専門性を兼ね備えた人材の育成

【現状と課題】

少子高齢化が進む中、福祉サービスは対人サービスであり、サービスの担い手は人であることから、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を支える人材を必要かつ十分に養成するとともに、確保していく必要があります。

【施策の方向】

- 必要なサービス量が充足されるよう、関係機関等との連携によって、障害福祉サービス事業や地域生活支援事業を支える様々な人材の養成と確保に努めます。

【取組の目標】

- 聴覚障がい者に対する手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成を行うとともに、派遣体制を整備します。
- 適宜、障害福祉サービス事業や地域生活支援事業を支える人材の養成を推進する環境を整えていきます。

【市の主な取組・事業】

- 21 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 24 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）【再掲】
- 63 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 76 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 77 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成（障がい福祉課）【再掲】
- 78 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・ガイドヘルパー養成研修会の実施（秋田県）
- ・点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施（秋田県）
- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成事業の実施（秋田県）

- ・手話通訳者設置事業（秋田市社会福祉協議会）
- ・秋田県相談支援アドバイザーの設置・派遣（秋田県）【再掲】
- ・難病相談・支援センター運営事業の推進（秋田県）【再掲】
- ・発達障害者支援センターの設置（秋田県）【再掲】
- ・高次脳機能障害相談支援事業の実施（秋田県）【再掲】

2 ボランティアの養成と活動支援体制の整備

【現状と課題】

国際的にもNGO（非政府組織）、NPO（非営利組織）の活動が注目され、また、大震災を契機にボランティア活動の振興が大きな課題となっています。

障がい者施策の分野では、点訳奉仕、手話通訳、要約筆記、移送サービス等のボランティア活動は重要な役割を占めています。

【施策の方向】

- 地域住民、さらには障がいのある方自身やその家族もボランティア活動に気軽に参加できるよう、支援策を秋田市社会福祉協議会等と連携して推進します。
- ボランティアやNPOが活発な活動を行える環境整備に努めます。

【取組の目標】

- ボランティアの活動を支援するため、必要な情報提供を行います。
- ボランティアの活動成果を可能な限り把握し、各種の表彰制度に対して推薦して、その功労に報います。

【市の主な取組・事業】

- 114 秋田市ボランティアセンター運営事業（福祉総務課）
- 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 22 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 24 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）【再掲】
- 76 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 77 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成（障がい福祉課）【再掲】
- 78 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・ボランティア活動協力校の指定（秋田県）
- ・障害者社会参加総合推進事業（ボランティア活動支援事業）の実施（秋田県）

第5章 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応

第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

1 バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進

【現状と課題】

障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、あらかじめ様々なニーズを想定し、バリアとなるものをはじめから除去するとともに、障がいのある方だけではなく、誰もが平等に社会参加し、自立できるためのまちづくりを進める必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方のニーズに対応しつつ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた事業を推進します。
- 障がいのある方を含めたすべての人の視点に立って、誰もが自立した社会生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインの普及促進に努めます。

【取組の目標】

- バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方を市民すべてが知っている状態にするため、啓発活動を展開します。

【市の主な取組・事業】

- 115 市営住宅の整備（住宅整備課）
- 116 新庁舎のユニバーサルデザインと分館のバリアフリーの推進（新庁舎建設室）
- 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・あきたバリアフリーマップの提供（秋田県）
- ・ホームページのバリアフリー化（秋田県）
- ・秋田県バリアフリー推進賞による表彰（秋田県）
- ・NPO法人等による啓発活動（NPO法人等）

2 公共施設のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

現代社会では、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

こうした社会では、市民一人ひとりが自立し、社会活動の担い手として、それぞれの役割を果たすことが求められており、とりわけ、障がいのある方の自立支援のための環境整備が必要となっています。

【施策の方向】

- 「秋田市バリアフリー基本構想」に基づき、施設における移動が円滑に行えるよう、障がいのある方や高齢者、公安委員会、市、特定事業者等が参加する「秋田市バリアフリー協議会」において、事業の進捗管理を適正に進めています。
- 障がいのある方の居住の安定を確保するため、公営住宅の供給を図るとともに、障がいのある方向けの賃貸住宅の供給の検討を進めています。
- 市庁舎や市民サービスセンター等の公共施設の整備では、ユニバーサルデザインを推進します。

【取組の目標】

- 新庁舎および新築・改築・建設される市の公共施設等を、例外なくすべてバリアフリーとユニバーサルデザインに配慮したものにします。

【市の主な取組・事業】

- 117 バリアフリー基本構想の推進（都市計画課）
- 115 市営住宅の整備（住宅整備課）【再掲】
- 116 新庁舎のユニバーサルデザインと分館のバリアフリーの推進(新庁舎建設室)
【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・公営住宅のバリアフリー化（秋田県）
- ・「秋田花まるっ住宅ガイドライン」の普及（秋田県）

3 心のバリアフリーの推進

【現状と課題】

バリアフリーの推進は、ハードの整備だけでは十分なものとは言えません。市民のバリアフリーへの知識と理解を深め、障がいのある方もそうでない方も、お互いに尊

重し合える「心のバリアフリー」を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- 公共私の協働で、市民一人ひとりが、障がいのある方の立場に立った意識を醸成していくための取組を推進します。
- 広報あきたやホームページ等において、バリアフリーに関する様々な取組を紹介することで、市民の知識や理解の啓発に努めます。

【取組の目標】

- 市民一人ひとりが、障がいに対する理解を深めるとともに障がいのある方へ適切な対応ができるよう、啓発活動を展開します。

【市の主な取組・事業】

- 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 5 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】
- 6 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 8 福祉教育の推進（学校教育課）【再掲】
- 9 選挙等における障がい者への配慮（選挙管理委員会事務局）【再掲】
- 10 郵便等による不在者投票（選挙管理委員会事務局）【再掲】
- 13 障害者週間（障がい福祉課）【再掲】
- 15 小・中学校との障がい児（者）との交流（学校教育課）【再掲】
- 16 男女共生社会の推進（市民協働・地域分権推進課）【再掲】
- 24 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）【再掲】
- 79 音声コードの普及（障がい福祉課）【再掲】
- 80 視覚障がい者への図書館サービスの充実（中央図書館明徳館）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・NPO団体等への活動支援（秋田県）
- ・車いす駐車場の不適正利用防止に関する施策の実施（秋田県）
- ・人づくり・まちづくり事業、地域住民を対象とした普及啓発事業の実施（秋田県）
- ・交流及び共同学習にかかるガイドの配布（秋田県）
- ・障害理解授業の実施（秋田県）
- ・各障がい者団体、NPO法人等による啓発活動（障がい者団体、NPO法人等）
- ・障害者に関する正しい知識の普及啓発事業、視覚障害者に関する啓発・普及事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・福祉教育副読本「みんな大好き～福祉のこころ～」の配布（秋田県）【再掲】

第2節 移動支援とコミュニケーション支援の充実

1 移動支援の充実

【現状と課題】

障がいのある方は、様々な要因のために、外出することにかなりの困難が伴い、外出が制約されることがあります。

こうした障がいのある方の外出にあたっての困難な面を解消し、いつでも気軽に外出できるように移動交通手段を確保するとともに、外出するために必要な人的支援を行う必要があります。

【施策の方向】

■公共交通機関の利用についての支援や外出のための人的支援等、必要な施策を推進します。

【取組の目標】

■徒歩、公共交通機関の利用又は自家用車の利用等様々な外出の手段に対応した施策を引き続き推進します。
■必要に応じ、見直し等も行いながら、障がい者バス無料化事業を継続していきます。
■同行援護事業等の福祉サービスについて、障がいのある方のニーズに的確に対応できるような体制を築きます。
■盲導犬を活用しやすい環境を整えます。

【市の主な取組・事業】

- 118 障がい者バス無料化事業（障がい福祉課）
- 119 通院移送費給付事業（タクシー料金一部助成）（障がい福祉課）
- 120 福祉有償運送（障がい福祉課）
- 121 食の自立支援事業（長寿福祉課）
- 62 同行援護（障がい福祉課）【再掲】
- 63 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 93 精神障がい者交通費補助事業（健康管理課）【再掲】
- 113 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・JR運賃の割引（JR東日本）
- ・国内航空旅客運賃の割引（各航空会社）

- ・有料道路通行料金の割引（東日本高速道路株式会社）
- ・歩道の段差、急勾配の解消（秋田県）
- ・視覚に障がいのある人のための点字ブロックの敷設（秋田県）
- ・歩行者案内標識の整備（秋田県）
- ・低床小型バスの導入支援（秋田県）
- ・車いすの貸出（秋田市社会福祉協議会）
- ・車いすのまま乗車できる軽自動車の貸出（秋田市社会福祉協議会）
- ・タクシー運賃の割引（各タクシー会社）
- ・駐車禁止除外指定車標章の交付（警察署）【再掲】
- ・ガイドヘルパー養成研修会の実施（秋田県）【再掲】

2 コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

視覚や聴覚などに障がいのある方は、意思疎通や情報の収集・伝達等に大きなハンディがあることから、点字や音声、手話や要約筆記等による支援の必要があります。

また、その支援を行うことができる人材の育成や効果的な情報機器の普及、さらには派遣体制の整備等を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- 視覚や聴覚などに障がいのある方が、安心して生活できるよう、情報保障に努めるとともに、コミュニケーション支援を行う人材の育成や情報機器の普及に努めます。
- 手話通訳者等の設置方法の改善と人数の充実に努めます。
- 平成29年度まで要約筆記者を設置することを念頭に、養成のための環境を整えます。

【取組の目標】

- 視覚障がい者向けの広報あきたをさらに便利にし、情報の収集をしやすくします。
- 手話通訳者等の養成やスキルアップ方法等の改善・充実について、当事者関係団体等も参加できる形で、検討する場を作ります。
- 要約筆記奉仕員養成講座の参加者および要約筆記奉仕員への登録者が増えるようにします。
- 市の福祉業務従事職員が、簡単な手話での挨拶等を身につけることができるよう、市職員向けの研修等を開催します。
- 市役所内の各窓口と市の公共施設へ耳マークを設置し、筆談で対応できるようにします。

【市の主な取組・事業】

- 5 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】
- 6 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 46 難聴児補聴器購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 48 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 76 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 77 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成（障がい福祉課）【再掲】
- 78 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業（障がい福祉課）【再掲】
- 79 音声コードの普及（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・無料番号案内（NTT東日本）
- ・電話お願い手帳の発行（NTT東日本）
- ・点字電話帳の発行（NTT東日本）
- ・携帯電話利用料等の割引制度（各電話会社）
- ・点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・手話通訳者設置事業（秋田市社会福祉協議会）【再掲】
- ・点字郵便物の料金制度（日本郵便株式会社）【再掲】

第3節 冬期間の対応強化と安全確保

1 雪寄せ支援の充実

【現状と課題】

冬期間における生活維持に欠かすことができない雪寄せ支援等、障がいのある方が安心して地域に住み続けられる環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方の安全・安心を守るため、冬期間の雪害による生活困難の緩和を図ります。
- 除雪ボランティアの活動を支援し、相互に助け合う社会の実現を目指します。

【取組の目標】

- 冬期間、障がいのある方が安心して住まうことができるよう、除雪ボランティア支援等の施策を引き続き推進するとともに、地域における助け合いの意識を醸成する

ための啓発活動を行います。

【市の主な取組・事業】

- 122 除雪ボランティア支援（福祉総務課）
- 123 玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ支援（長寿福祉課）
- 124 玄関間口の雪寄せ支援（道路維持課）
- 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 5 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・秋田県豪雪地帯対策基本計画の策定（秋田県）
- ・除雪支援ボランティア（秋田市社会福祉協議会）

2 冬期間の移動の安全確保

【現状と課題】

冬期間の外出にあたっては、積雪や路面の凍結、視界の不良等により健常者でも様々な制約を受けるますが、障がいのある方の外出には、さらに様々な困難を伴う場合が多くあります。障がいのある方が冬期間においても、安全に安心して外出・移動できる移動手段を確保する必要があります。

【施策の方向】

- 冬期間の障がいのある方の安全な移動を支援するとともに、冬期間の移動支援サービスの充実に努めます。

【取組の目標】

- 冬期間においても障がいのある方が安全に外出ができるようにするために、移動支援に係る障害福祉サービス等の制度とその適切な利用方法について、周知を行います。

【市の主な取組・事業】

- 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 5 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】
- 62 同行援護（障がい福祉課）【再掲】
- 63 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

- 93 精神障がい者交通費補助事業（健康管理課）【再掲】
- 113 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 118 障がい者バス無料化事業（障がい福祉課）【再掲】
- 119 通院移送費給付事業（タクシー料金一部助成）（障がい福祉課）【再掲】
- 120 福祉有償運送（障がい福祉課）【再掲】
- 121 食の自立支援事業（長寿福祉課）【再掲】
- 122 除雪ボランティア支援（福祉総務課）【再掲】
- 123 玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ支援（長寿福祉課）【再掲】
- 124 玄関間口の雪寄せ支援（道路維持課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

第4節 災害対応の強化

1 災害対策の推進

【現状と課題】

障がいのある方について、必要に応じて災害時の安否確認や避難誘導ができるよう一人ひとりについて、個別避難支援プランの作成や情報共有体制の整備を行っていく必要があります。

また、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にすることが必要不可欠となっています。

【施策の方向】

- 障がいのある方について、支援の必要性に応じて地域への情報提供を円滑にすることや、個別避難支援プラン作成等、地域が行う避難支援体制づくりをサポートすることで、障がいのある方の安全を確保できるよう努めます。
- 災害時における、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確なものにしていきます。

【取組の目標】

- 避難支援対象者名簿に登載するための同意率を向上させます。
- 説明会を行うなどにより、地域における避難支援体制づくりをサポートします。
- 障がいのある方に、災害に対する障がいの特性に応じた日頃の備えの重要性について年1回以上の周知事業を行います。

【市の主な取組・事業】

- 125 避難標識整備経費（防災安全対策課）
- 126 自主防災組織育成事業（防災安全対策課）
- 127 防災ネットあきた運用経費（防災安全対策課）
- 128 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）
 - 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）【再掲】
 - 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
 - 5 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】
- 22 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 73 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

2 災害時の避難支援体制の整備

【現状と課題】

障がいのある方は、災害情報を得るのが困難であったり、自力では避難できなかつたりします。

また、避難生活においても、指定避難所での集団生活が困難であったり、介護や医薬品等の配慮が必要であったりする場合が考えられるため、障がいのある方に対応した避難支援体制が必要になります。

【施策の方向】

- 視覚・聴覚に障がいのある方への災害情報の提供をはじめ、災害時の安否確認や避難支援を行う体制の整備に努めます。
- 災害時要援護者への支援体制については、広報あきたやホームページ等の媒体を通じて、周知を図ります。

【取組の目標】

- 秋田市災害対策基本条例に基づき、地域で避難が円滑に行われる体制を整備するために必要な要援護者情報をそれぞれの地域に提供する体制づくりを進めます。

【市の主な取組・事業】

- 22 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 72 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）【再掲】
- 73 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 74 緊急通報システム事業（長寿福祉課）【再掲】
- 126 自主防災組織育成事業（防災安全対策課）【再掲】

127 防災ネットあきた運用経費（防災安全対策課）【再掲】

128 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- 救急医療情報キット（安心キット）の普及（秋田市社会福祉協議会）【再掲】

3 災害時のサービス提供体制の整備

【現状と課題】

災害発生時の避難場所として小中学校のグラウンドや都市公園を指定（128カ所）しているほか、避難施設として小中学校や地域センター、コミュニティセンター等を指定（145カ所）していますが、障がいのある方に配慮したスペースの確保が必要になります。

また、障がいのある方のニーズに配慮した備蓄も必要です。

【施策の方向】

- 関係機関と避難後の支援相談体制を協議し、避難後の福祉・医療サービスの継続を確保するための体制づくりを整えます。
- 高齢者や障がいのある方で、指定避難所での生活が困難な方の二次的な避難所の確保のため、平成24年3月、市内の27の社会福祉法人・医療法人、4校の特別支援学校と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、77施設と4校を福祉避難所に指定しています。今後は、障がいのある方に配慮した備蓄や人材確保について検討を行っていきます。

【取組の目標】

- 障がいのある方が、避難後の指定避難所等で円滑な避難生活を送ることができるよう、福祉相談窓口の設置や福祉避難スペースの確保、コミュニケーションの支援体制について、関係機関との協議により体制整備を進めます。
- 障がいのある方のうち、指定避難所での生活が困難な方が、身近な施設に避難できるよう、地域バランスを踏まえ、福祉避難所を開設できる体制を目指すとともに、必要な方がスムーズに緊急入所・緊急入院できるような体制を整備します。

【市の主な取組・事業】

129 災害対策緊急救援物資備蓄事業（防災安全対策課）

128 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】